

(案)

11 原委第 2 号

平成 11 年 3 月 19 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力研究所東海研究所の原子炉の設置変更
(放射性廃棄物の廃棄施設、STACY施設及び
TRACY施設の変更) について (答申)

平成 11 年 1 月 5 日付け 10 安 (原規) 第 143 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと認める。